

答 申 第 3 5 号
(諮 問 第 3 5 号)

平成 2 7 年 1 0 月 2 6 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 2 7 年 4 月 1 7 日付け鎌倉市指令まち第 2 3 号で諮問のあった
下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

平成27年2月17日付けで異議申立人が行政文書公開請求した「2015年2月10日総務常任委員会（岡本二丁目マンション問題について）資料5 寄附の妥当性の検証について 妥当性の検証 1. 当該地の現状の資産価格の12,400万円から14,500万円の試算結果が検証出来る起案文書一式」について実施機関鎌倉市長が平成27年3月3日付けで行った行政文書不存在決定処分は、妥当である。

2 異議申立ての主張の要旨

(1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成27年2月17日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「2015年2月10日総務常任委員会（岡本二丁目マンション問題について）資料5（以下「総務常任委員会資料」という。） 寄附の妥当性の検証について 妥当性の検証 1. 当該地の現状の資産価格の12,400万円から14,500万円の試算結果が検証出来る起案文書一式」について行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、本件請求に対し平成27年3月3日付け鎌倉市指令まち第19号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 異議申立書の提出等

異議申立人は、本件処分に対し平成27年3月13日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取消すとの決定を求める。

(3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人から平成27年5月29日付けで提出された意見書、

同年6月8日付けで提出された補充意見書及び同年7月17日実施の口頭意見陳述及びにおける主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

実施機関は、行政文書が存在しない理由を、「総務常任委員会資料の安全対策工事費を含む当該地の現状の価格は、市が計算したもので、不動産鑑定士が当該地の調査価格を求めるときに査定した補正率の合計から、安全対策工事費相当額を基にした場合の地勢に係る補正率を除いた補正率に、不動産鑑定士が採用した標準画地の価格と面積を乗じたものであり、試算結果を検証したものではありません。」といい、「当該文書は物理的に存在しません。」とするが、資産価格の12,400万円から14,500万円の試算の計算経過を示す文書があるはずであり、たとえそれが実施機関の言うメモであったとしても資産価格が検証出来る具体的な計算式が含まれていると思われる。

3 実施機関の行政文書不存在決定理由説明要旨

平成27年5月26日付けで提出された行政文書不存在決定理由説明書及び同年8月28日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書不存在決定処分とした根拠は、次のとおりである。

総務常任委員会資料の安全対策工事費を含む当該地の現状の価格は、不動産鑑定士が当該地の調査価格を求めるときに査定した補正率の合計から、安全対策工事費相当額を基にした場合の地勢に係る補正率を除いた補正率に、不動産鑑定士が採用した標準画地の価格と面積を単純に乗じたものである。よって、総務常任委員会資料に記載の価格は不動産鑑定士による試算結果を検証したものではなく、上記算定方法を基に計算して求めた数値であることから、異議申立人が主張するような具体的な計算式を示した情報公開条例第2条第2号に該当する行政文書を作成しておらず、請求対象文書は物理的に存在しない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、総務常任委員会資料に書かれた「当該地の現状の価格は12,400万円から14,500万円」の試算結果が検証できる起案文書である。

なお、異議申立人は、不動産鑑定士が当該地の調査価格を試算した不動産価格試算書（以下「鑑定資料」という。）については、本件請求対象文書ではない旨主張している。

当審査会は、本件請求対象文書について行政文書不存在とした実施機関の処分について、以下、検討する。

(2) 行政文書不存在について

異議申立人は、実施機関が総務常任委員会資料に記載された当該地の現状の価格を試算している以上、試算の計算経過を示す文書は存在するはずであり、行政文書不存在決定は不当であると主張する。

これに対して、実施機関の決定理由説明によると、不動産鑑定士が当該地の調査価格を求めるときに査定した補正率の合計から、安全対策工事費相当額を基にした場合の地勢に係る補正率を除いた補正率に、不動産鑑定士が採用した標準画地の価格と面積を単純に乗じたものであり、計算の内容を示した資料は存在せず、また、不動産鑑定士による試算結果の検証を行ったものではないと主張する。

実施機関の主張を基に計算を行ったところ、切り捨て等の処理による差異はあるものの、総務常任委員会資料に記載されている当該地の現状の価格が求められることが確認できた。

以上のとおり、本件請求対象文書を作成していないとする実施機関の説明には、特段の不自然、不合理な点は見当たらず、また、実施機関の説明を覆すに足るだけの具体的な事実も根拠も認められないことから、本件請求対象文書が物理的に存在することは確認できなかった。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 7 / 2 / 1 7	行政文書公開請求書が提出される
3 / 3	行政文書不存在決定通知書送付
3 / 1 3	異議申立書が提出される (担当課:まちづくり政策課)
4 / 1 7	審査会に対し諮問
4 / 2 4	実施機関に対し、行政文書不存在決定理由説明書の提出要請
5 / 2 6	行政文書不存在決定理由説明書を受理
5 / 2 7	異議申立人に対し、行政文書不存在決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
5 / 2 9	異議申立人から意見書を受理
5 / 2 9	実施機関に意見書(写)送付
6 / 8	異議申立人から補充意見書を受理
6 / 1 1	実施機関に補充意見書(写)送付
7 / 1 7	第67回審査会で審議 (異議申立人からの口頭による意見陳述)
8 / 2 8	第68回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
1 0 / 2 6	第69回審査会で審議
1 0 / 2 6	答申